

京丹後市庁舎増築棟等移転等業務 公募型プロポーザルに関する

質問の受付及び回答について

質問の受付期間 : 令和6年5月9日(金) から令和6年5月17日(金) まで

質問に対する回答日 : 令和6年5月17日(金)

	質問事項	事項の説明
1	<p>募集要領 P3 4 業務実施に関する条件について</p> <p>統括責任者及び実務担当者の配置についてどちらも弊社グループ会社の担当に専任予定ですが、可能でしょうか。</p>	<p>募集要領 P3 4 業務実施に関する条件 (1) 統括責任者の配置、(2) 実務責任者の配置及び参加表明書及び技術提案書作成要領 P2 3(2)ウ(イ)統括責任者及び担当者に記載のとおり、統括責任者及び実務担当者は、直接雇用関係を有する者となります。</p>
2	<p>募集要項 P 6 8 参加表明(1)提出物エ</p> <p>滞納がないことの証明(地方税)について、納税証明の対象となる税は 1. 法人事業税、2. 法人住民税、3. 固定資産税(土地家屋)、4. 固定資産税(償却資産)とありますがどの証明書が必要でしょうか。また、事業年度は令和5年度1年分が必要でしょうか。それとも令和4年度分も含めた2年分が必要でしょうか。</p>	<p>地方税の滞納がないことを証明する書類は、下記のいずれかとします。</p> <p>(1) 市町村税すべてにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を滞納していない証明書」</p> <p>(2) 課税市町村が「市町村税を滞納していない証明書」を発行していない場合に限り、直近2年間の各納税証明書。</p> <p>※いずれも発行後3か月以内のものとなります。</p>
3	<p>募集要項 P 6 8 参加表明(1)提出物オ</p> <p>未納の税額がないことの証明(国税)について、納税証明の対象となる税は、1. 申告所得税及び復興特別所得税、2. 法人税、3. 消費税及び地方消費税とありますがどの証明書が必要でしょうか。</p>	<p>国税に未納がないことを証明する書類は、下記のとおりとします。</p> <p>(個人事業主の場合)</p> <p>申告所得税及び復興特別所得税に未納がない証明書(所管税務署発行の納税証明書その3の2)</p> <p>(法人の場合)</p> <p>法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書(所管税務署発行の納税証明書その3の3)</p> <p>※いずれも発行後3か月以内のものとなります。</p>